東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(有明アリーナ)

平成 28 年 4 月

東京都

一 目 次 一

| 1. | 東京 2020 大会の正式名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 |
|----|--|
| | 東京 2020 大会の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 東京 2020 大会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 有明アリーナの概略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要 · · · · · · · · · 21 5.1 都民等の意見書の見解 · · · · · · · · · · 21 |
| 6. | 実施段階環境アセスメント手続きの実施者・・・・・・・・・・・・・・・・・26 |
| | その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所・・・・・・・・・・・・・26 |

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会 (2020/東京) 東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「組織委員会」という。)は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。 1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、 「すべての人が自己ベストを目指し(全員が自己ベスト)」、 「一人ひとりが互いを認め合い(多様性と調和)」、 「そして、未来につなげよう(未来への継承)」を3つの基本コンセプトとし、 史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)実施段階環境アセスメント(以下、「本アセスメント」という。)の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

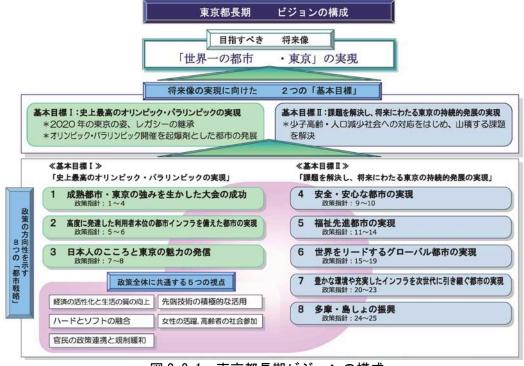


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」に おいて明確化するとしている。

| (1) 大会関連施設の有効活用 | (アクションの例) |
|--------------------------------------|---|
| (1) /(4) (3) (2) (1) /// (3) (1) (1) | ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した |
| | 大会関連施設の整備 |
| | ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討 |
| (2) 誰もが安全で快適に生活で | (アクションの例) |
| きる街づくりの推進 | ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 |
| | ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 |
| | ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 |
| | ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の |
| | 整備・充実 |
| | ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺 |
| | 等の保全・創出 |
| | ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民 |
| | 一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 |
| | ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道 |
| | 路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進 |
| (3) 大会を契機とした取り組み | (アクションの例) |
| を通じた持続可能性の重要性 | ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可 |
| の発信 | 能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営へ |
| | の持続可能性の反映 |
| | ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 |
| | ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手 |
| | や観客への暑さ対策の推進 |
| | ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進 |

4. 有明アリーナの概略

有明アリーナの概要は、表 4-1 に示すとおりである。

有明アリーナは、有明北地区に新しく整備されるアリーナであり、10,000席を超える観客席のある メインアリーナを有する施設として計画されている。

大会後は、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の 拠点となる施設であり、有明アリーナの内容の概要は、表 4-2 に示すとおりである。

東京 2020 大会では、オリンピックのバレーボール (インドア)、パラリンピックの車椅子バスケッ トボール (決勝) の会場として利用される計画である (現時点 (平成28年2月)の計画)。

表 4-1 有明アリーナの概要



表 4-2 有明アリーナの内容の概要 (予定)

| | 項 | 目 | | 内 容 | |
|----|----------|----|---|--|--|
| 所 | <i>t</i> | É | 地 | 東京都江東区有明一丁目 9 番 | |
| 地 | 域 | 地 | 区 | 用途地域:第一種住居地域 防火・準防火地域:防火地域 その他地域地区等:臨海副都心有明北地区地区計画 | |
| 敷 | 地 | 面 | 積 | 約 36, 600m ² | |
| 建 | 築 | 面 | 積 | 約 25, 400m ² | |
| 延 | 床 | 面 | 積 | 約 45, 600m ² | |
| 最 | 高 | 高 | さ | 約 40m | |
| 施 | 設 | 用 | 途 | 体育館、観覧場等 | |
| 駐 | 車 | 台 | 数 | 約 150 台 | |
| 工具 | 事予 | 定期 | 間 | 平成 28 年度~平成 31 年度 | |
| 竣 | 工 | 時 | 期 | 平成 31 年度 | |

4.1 目 的

有明アリーナは、東京2020大会において、オリンピックのバレーボール、パラリンピックの車椅子バスケットボール (決勝) 会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京2020大会後は、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設としていくことを想定している。

本事業は、東京2020大会及び後利用の施設整備のため、有明アリーナの新設を行うものである。

4.2 内容

4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区有明一丁目9番にあり、計画地面積は約36,600m²である。

また、計画地の西側には、体操(オリンピック)及びボッチャ(パラリンピック)のための有明体操競技場、自転車競技(BMX)のための有明BMXコースが整備される計画である。

4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である東京臨海副都心の有明北地区地区計画に位置づけられている。東京臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインー改訂ー」(平成26年12月 東京都)では、有明北地区は臨海副都心のなかで主として居住機能を担う地区として期待されている。また、住宅とともに商業、業務、サービス、公共共益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、これらの機能がバランスよく複合した新たな市街地を形成していくとしている。

平成27年8月1日現在の江東区の人口は約50万人であり、世帯数は約25万世帯である。¹ 昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口(昼間人口)が夜間人口を上回っており、江東区有明一丁目においては昼間人口が夜間人口に比べてやや高い地域となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区有明一丁目においては運輸業、郵便業の事業所が17事業所、運輸業、郵便業の従業者数が約1千人となっている。³

¹出典:「江東区の世帯と人口(住民基本台帳による)」(平成27年11月1日参照 江東区ホームページ)

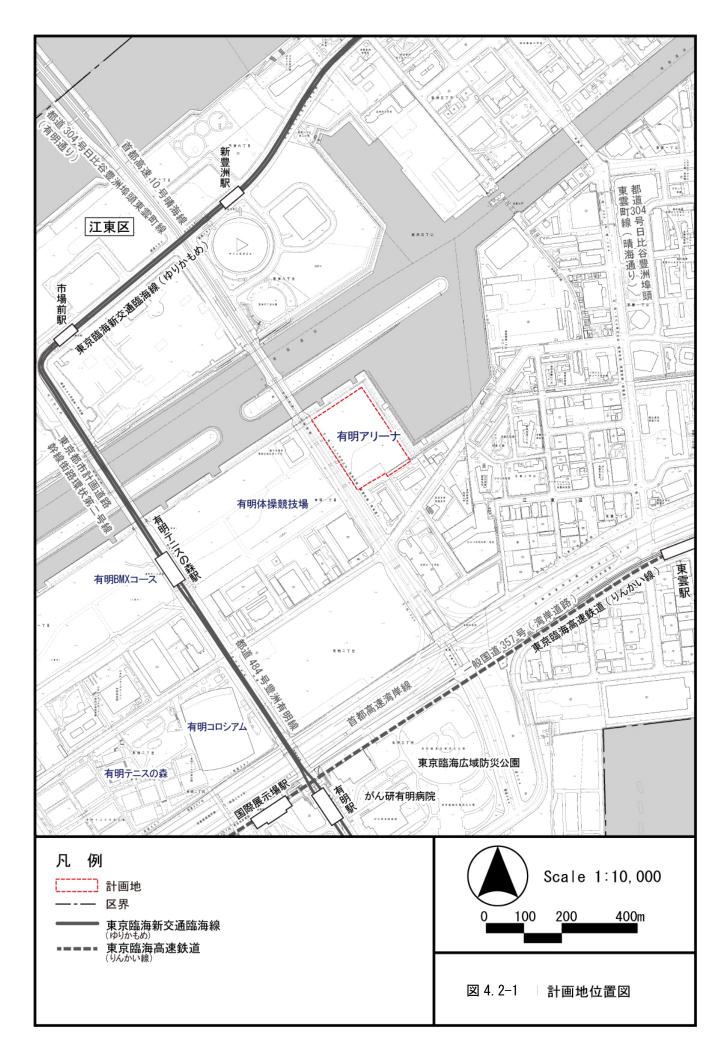
https://www.city.koto.lg.jp/profile/koto/5353/15817/file/20150801.pdf

²出典:「平成22年 東京都の昼間人口」(平成27年11月1日参照 東京都ホームページ)

http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm

³出典:「平成26年経済センサス-基礎調査」(平成27年11月1日参照 総務省ホームページ)

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573





4.2.3 事業の基本構想

(1)後利用の方向性

後利用の方向性は、以下のとおりである。

- ○共通コンセプト
 - ・大会後も、都民、国民の貴重な財産として末永く親しまれ有効活用される施設としていく。
- ○有明アリーナの後利用の方向性
 - ・国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設としていく。
- ○大会後の利用方法
 - <国際・国内競技大会の会場>
 - ・各種競技の国内外の主要大会(ワールドカップや日本選手権など)の会場として活用して いく。
 - <各種イベント等の会場>
 - •10,000 席を超える観客席を活用し、スポーツ利用に加え、コンサートなど各種イベントの会場として活用していく。
 - <多様なニーズに応える館内空間>
 - ・適切な場所にレストラン、ショップ、託児スペースなどの併設を検討し、利便性を高める ことにより、にぎわいの創出につなげていく。
 - ・一般の観客席に加え、多様な楽しみ方ができる観覧スペースの提供を検討していく。
 - <コミュニティの場として活用>
 - ・サブアリーナや会議室等の一般都民利用を通じて、コミュニティの活性化に貢献していく。

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

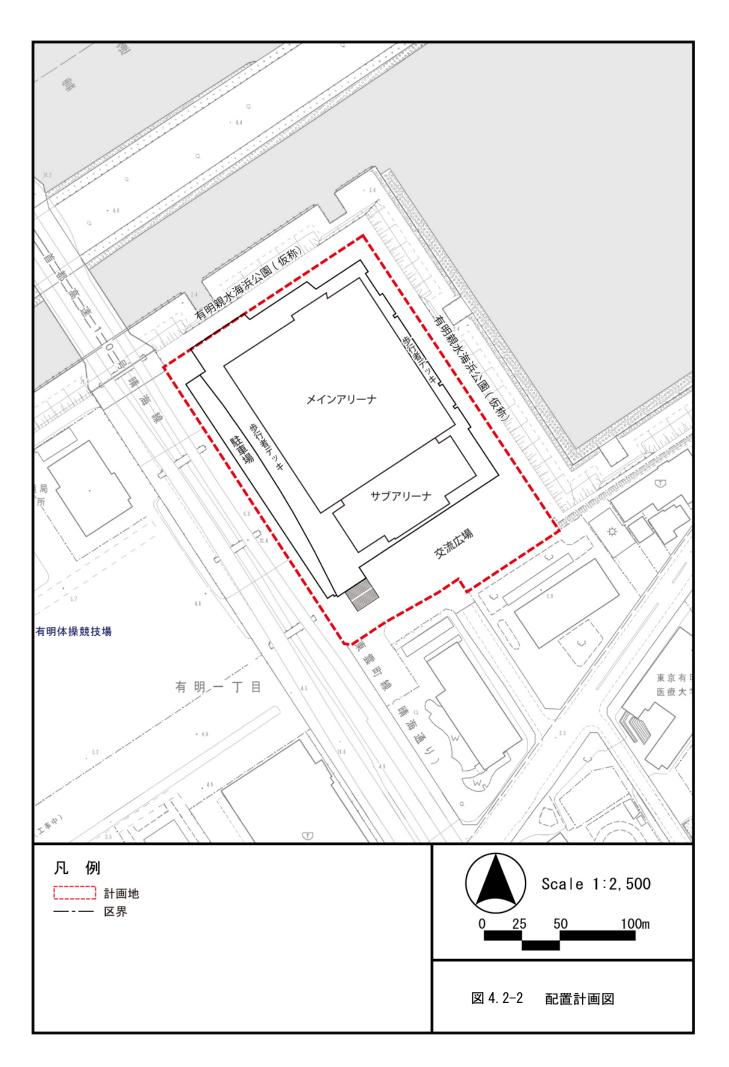
有明アリーナの配置計画図、断面図及びイメージ図は、図 4.2-2~図 4.2-4 に示すとおりである。

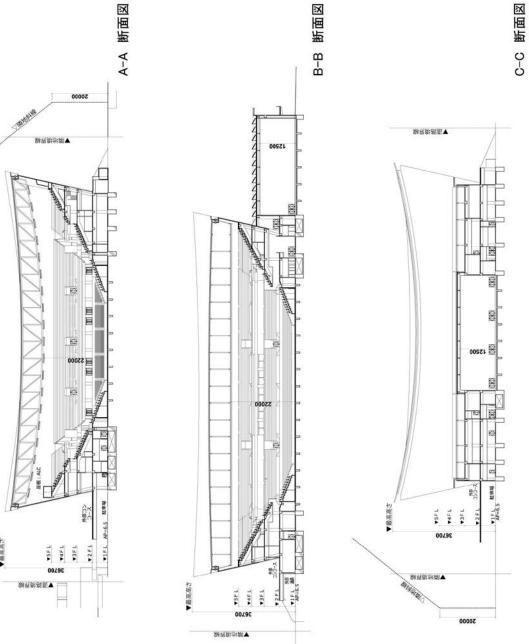
敷地北側と東側に広がる水辺空間を生かすこと、及び敷地南側の住宅市街地との調和を図る観点から、メインアリーナを北側、サブアリーナ等を南側に配置する。サブアリーナ等の南には、まとまった屋外空間として交流広場を設ける。建物外周の2階レベルには、敷地北西部で有明通りと繋がる歩行者デッキを設け、駐車場を敷地西側1階レベルに配置し、歩車分離に配慮する計画である。メインアリーナの主出入口は、歩行者デッキを通った建物2階北側に、サブアリーナの主出入口は、交流広場を通って建物南側1階に設ける。有明親水海浜公園(仮称)へは、歩行者デッキ及び交流広場を通ってアクセスすることができる。

また、東京 2020 大会時には、屋外に仮設の運営施設等を設置する予定であるが、詳細は未定である。

表4.2-1 有明アリーナの概要(予定)

| | 項 | 目 | | 内 容 | |
|---|---|---|---|-------------------------|--|
| 敷 | 地 | 面 | 積 | 約 36, 600m ² | |
| 建 | 築 | 面 | 積 | 約 25, 400m ² | |
| 延 | 床 | 面 | 積 | 約 45,600m ² | |
| 最 | 高 | 高 | さ | 約 40m | |
| 階 | | | 数 | 地上 5 階 | |
| 構 | | | 造 | RC 造、一部 S 造・SRC 造 | |
| 駐 | 車 | 台 | 数 | 約 150 台 | |

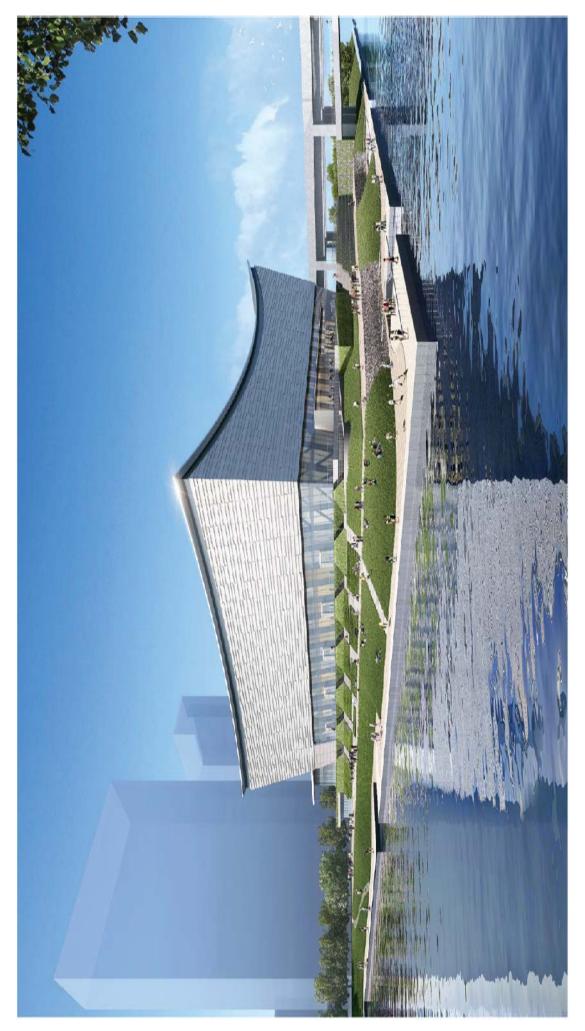




断面図

図 4. 2-3

- 11 -



(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量は、スポーツ大会等のイベント時において、約 1,100 台(台 T.E./日)程度となる計画である。

(3) 駐車場計画

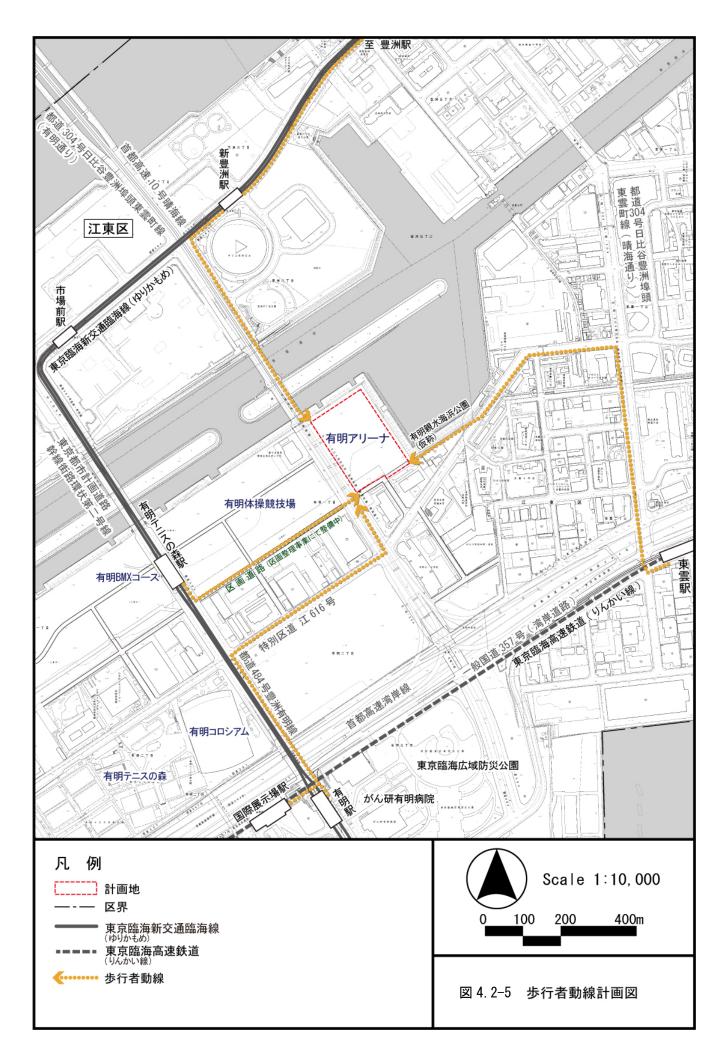
駐車場計画は、図 4.2-2 (p. 10 参照) に示すとおりである。駐車場は、建物西側の 2 階デッキの下部に平面駐車場(約 150 台程度)を設ける計画である。

駐車場出入口は南側の区画道路(区画整理事業で整備中)から設けることに加え、大規模イベント時の大型車両等が入出庫するための出入口を西側の都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)に設ける。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図4.2-5に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ)の新豊洲駅、有明テニスの森駅 及び有明駅、東京臨海高速鉄道(りんかい線)の東雲駅及び国際展示場駅がある。新豊洲駅や豊 洲駅からは、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)を経て、有明テニスの森駅からは、 都道 484 号豊洲有明線及び新たに整備する区画道路(区画整理事業で整備中)を経て、有明駅及 び国際展示場駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道 江 616 号を経て、東雲駅からは、 都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り)及び有明親水海浜公園(仮称)を経て計画地へ アクセスする計画である。



(5) 設備計画

上水給水設備は、有明通り側水道本管より引き込み受水槽に接続する計画である。中水は、汚水・雑排水・厨房排水を高度処理し、トイレ洗浄水として利用する計画である。雑用水は、受水槽を地下ピットに設置し、植栽自動灌水として利用する計画である。また、雨水は、スクリーン及び沈砂槽を介して雑用水及び中水補給水として再利用する計画である。排水は、一部を中継槽よりポンプアップにて中水処理設備に移送するほかは、公共下水道へ放流する。

電力は、高圧2回線受電(本線・予備電源)とする計画である。また、最大需要電力抑制のため、都市ガスを燃料とする常用発電設備(コージェネレーション設備)の設置、電気使用量削減のため、太陽電池パネルを設置する計画である。主要熱源器は、ガスを熱源とする吸収式冷温水機とし、地中熱と太陽熱を利用する機器を組み合わせるシステムとする計画である。

(6) 廃棄物処理計画

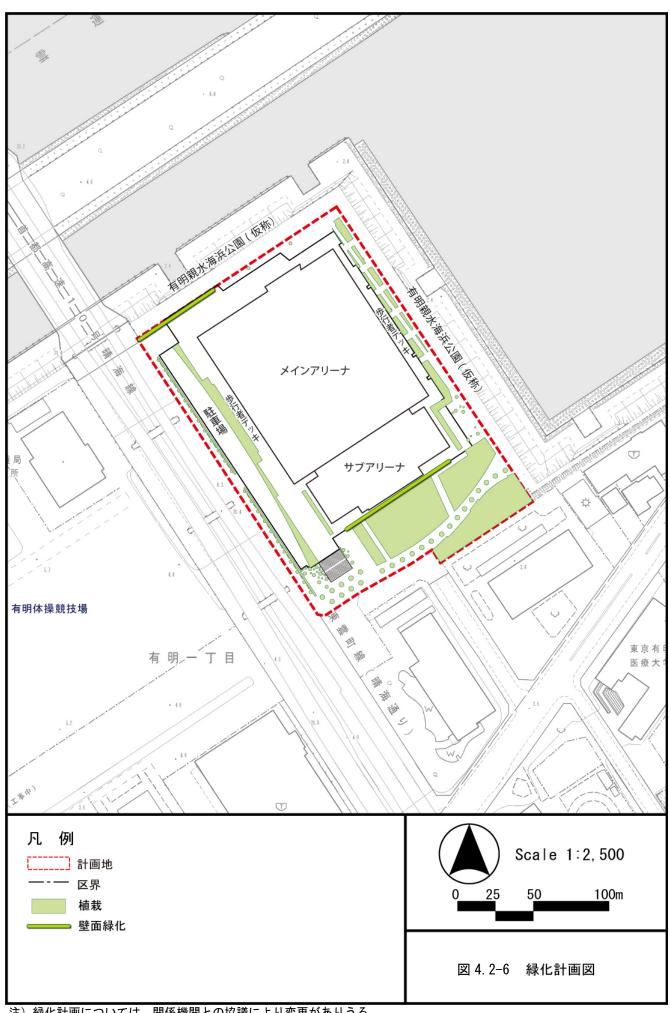
建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)、江東区清掃リサイクル条例(平成11年江東区条例第34号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

緑化計画は、図 4.2-6 に示すとおりであり、江東区みどりの条例(平成 11 年江東区条例第 36 号)における緑化基準(地上部緑化面積約 4,360m²、建築物上緑化面積約 2,240 m²、接道部緑化延長約 220m)を満たす地上部緑化約 4,360m²、建築物上緑化約 2,250m²、接道部緑化約 250m を植栽する計画である。また、「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」(平成 27 年 3 月 東京都都市整備局)で示された基準を満たす計画である。樹種は、立地条件等を踏まえ、今後具体的に検討し、地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、南西側交差点部から有明親水海浜公園(仮称)まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファーとなる緑地等を行う計画である。

なお、緑化面積等は、今後の関係機関との協議により変更がありうる。



注)緑化計画については、関係機関との協議により変更がありうる。

4.2.5 施工計画

以下の施工計画(工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械)については、基本設計 が終了した現時点で予定する計画であり、今後、実施設計を踏まえて変更がありうる。

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、平成 28 年度から平成 31 年度の 33 か月であり、これに準備工事を 含めると 39 か月を見込んでいる。

工事工程は、表 4.2-2 に示すとおりである。

工種/工事月
6
12
18
24
30
36
42

準備工事
杭工事等
掘削工事
基礎躯体工事
基礎躯体工事
基礎躯体工事
上躯体工事
上躯体工事
上躯体工事
上腺株子工事
上腺子工事
<

表 4.2-2 全体工事工程

(2) 施工方法の概要(予定)

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い(高さ約3m)を設置し、仮設事務所の設置等を行う。また、本体工事着手前の液状化対策として、格子状地盤改良を行う。

2) 杭工事等

浅層地盤改良や山留を行い、基礎工事として、既製杭を打設する。

3) 掘削工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

4) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

5) 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、地下ピット~1階床躯体構築、PCa鉄骨建方、地上鉄筋コンクリート工事及びPC段床設置工事を開始する。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いて行い、順次構築し、上階へ工事を進める。

6) 屋根鉄骨工事

構台を設置し、スライド工法によりメインアリーナの屋根架構建方を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いる。

7) 仕上・設備工事(内装・設備工事、外装工事)

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

8) 外構工事等

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に躯体工事完了後に実施する。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図4.2-7に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道357号(湾岸道路)を利用する計画とし、都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)を通り、計画地へ出入場する計画である。なお、大型車以外の車両の一部については、計画地南側の区画道路(区画整理事業にて整備中)から出入場する。

工事用車両台数のピークは、準備工事着工後 11 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日 において大型車 425 台/日、小型車 35 台/日、合計 460 台/日を予定している。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-3 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

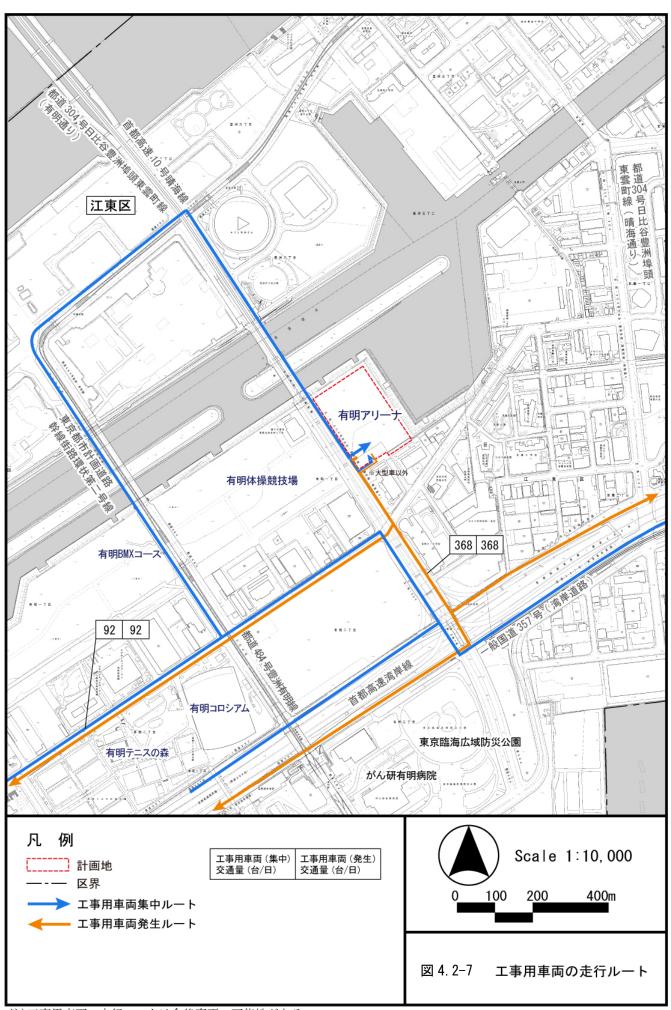
表4.2-3 主な建設機械(予定)

| 工種 | 主な建設機械 |
|---------|-------------------------------|
| 準備工事 | 柱状地盤改良機、タイヤシャベル、バックホウ |
| 杭工事等 | 三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ |
| 掘削工事 | バックホウ |
| 基礎躯体工事 | ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車 |
| 地上躯体工事 | ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車 |
| 屋根鉄骨工事 | ラフタークレーン、クローラークレーン |
| 仕上・設備工事 | ラフタークレーン |
| 外構工事等 | バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャ |

注)建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

4.2.6 供用の計画

本事業で整備する有明アリーナは、平成31年度までに竣工し、テストイベント及び東京2020大会を行う計画である。また、東京2020大会開催後には、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設として広く一般に供用する計画である。



注)工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

| 意見等 | 件数 |
|-----------|----|
| 都民等からの意見書 | 3 |

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 都民等の意見書の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

| 項目 | 1. 大気等 | |
|-----------------|--------------|---------------------------|
| 意見の | 内容 | 実施者の見解 |
| (1) 区の調査結果では、臨 | 海部はその他地域より二 | (1) 二酸化窒素の予測に当たっては、臨海部に位置 |
| 酸化窒素濃度が高い傾向が | 確認されており、工事施 | する江東区、中央区や港区内の一般環境大気測定局 |
| 工中及び工事完了後の作業 | 機械の稼動や関係車両の | の測定結果をもとにバックグラウンド濃度を設定し |
| 通行に伴い排出される大気 | 汚染物質について、環境 | 影響を評価しています。その結果、建設機械の稼働 |
| への影響を適切に評価し、 | 発生抑制に努められた | に伴う二酸化窒素は評価の指標を上回りますが、こ |
| Įν _° | | れは建設機械が最大稼働したと想定した場合の値で |
| 大気環境の予測結果を見 | ると、二酸化窒素濃度に | す。工事の実施に当たっては、建設機械による寄与 |
| 占める建設機械の寄与率が | 高く、環境基準を超える | 率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制 |
| ので、建設機械については | 、原動機を含めて最新の | に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設 |
| 排出ガス対応型の建設機械 | の導入、工事工程の平準 | 機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防 |
| 化等、環境保全のための措 | ·置の徹底を図られたい。 | 止等により、二酸化窒素の影響の低減に努めます。 |

| 項目 | 2. 緑 | | |
|----------------|-------------|-------------------------|-------|
| 意見の | 内容 | 実施者の見解 | |
| (1) 敷地内の緑化について | て、「江東区みどりの条 | (1) 計画地の緑化計画は、「江東区みどり | の条例」 |
| 例」に基づき、十分に事前 | 相談を行ったうえ、緑化 | における緑化基準を満たす計画とし、事前 | がに区と十 |
| 計画書を提出されたい。 | | 分に相談を行い、検討します。 | |
| | 、東京湾岸に生育可能で | その際には、「植栽時における在来種達 | 選定ガイド |
| あることのほか、「植栽時 | における在来種選定ガイ | ライン」(平成 26 年 5 月 東京都)も参 | 考に、植 |
| ドライン」を参考に、植栽 | | 栽樹種を検討します。 | |
| を植栽するように配慮され | たい。 | | |

| 項 目 3. 騒音・振動 | |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 意見の内容 | 実施者の見解 |
| (1) 建築機械の稼働に伴う騒音は、計画地東側敷地 | (1) 図 9.5-9 (p. 192) に示したとおり、建設機械 |
| 境界について予測されているが、マンションがある | の稼働に伴う計画地周辺における建設作業騒音の |
| 南側敷地境界についてはコメントされていない。南 | 予測は平面的に実施しており、計画地内南側敷地 |
| 側も、騒音レベルを予測して住民への影響を考慮す | 境界において 62dB 程度となり、評価の指標 |
| るとともに、騒音の発生を抑える工法を取られた | (80dB) を下回ります。工事の実施に当たって |
| V √° | は、建設機械による騒音を極力少なくするため、 |
| | 建設機械による騒音抑制に配慮した施工計画の策 |
| | 定、低騒音型建設機械の採用等により、建設作業 |
| | 騒音の影響の低減に努めます。 |

| 項目 | 4. 景観 | |
|--|--------------|----------------------------|
| 意見の内容 | | 実施者の見解 |
| (1) 本計画については、東 景観計画並びに江東区都市 計画を踏まえたものとされ 東京都及び江東区の景鶴 たい。 | 「景観条例及び江東区景観 | (1) 今後、条例等を踏まえ適切に対応していきます。 |

| 項目 | 5. 歩行者空間の快適性 | |
|---|--------------|--|
| 意見の内容 | | 実施者の見解 |
| (1) 会場予定地は、駅から一定程度の距離があり、 開催期間中は車椅子使用者などの交通弱者が相当な 距離を歩行等することが見込まれる。 開催期間が夏であることも考慮し、会場まで快適 な歩行空間の確保を検討されたい。 | | (1) 会場周辺の既存街路樹について可能な限り保全を図る等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画とします。 |

| 項 目 6 | 6. 廃棄物 | |
|---------------------------|--------|---------------------------|
| 意見の内容 | | 実施者の見解 |
| (1) 施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予 | | (1) 施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物 |
| 定の設備については、全てリユース・リサイクルさ | | 等については、再資源化施設への搬出等により極力 |
| れたい。 | | 再利用に努めます。 |

項目

7. エコマテリアル

意見の内容

1. 「たまエコセメント」を使用したコンクリート製品を原則、使用とすること

都市の市民生活などから生じる廃棄物の焼却灰を リサイクルして製造される、「たまエコセメント」 を使用したコンクリート製品(以下、「エコセメント製品」)は、持続可能性に配慮した環境物品で す。インターロッキングブロックなどの「エコセメント製品」を、三施設の外構工事などで、原則、使 用するよう指定するべきです。

2. エコマテリアルの供給状況に「たまエコセメント」の記述を

エコマテリアルの現況調査(4)1)のイ. エコマテリアルの供給状況において、東京産のエコマテリアルである「たまエコセメント」について全く触れられていません。

エコセメントが、日の出町の「東京たま広域資源循環組合」の施設において、多摩地域の 25 市 1 町の都市ごみの焼却灰から、年間約 12 万トン製造・出荷されていることなどを、本文で、または少なくともセメントの種類別販売高(東京都)の表の注意書きなどで、記述すべきと考えます。

3. 東京都建設グリーン調達制度に基づく記述

(1) 有明アリーナの環境保全に関する計画等への 配慮の内容の記述

環境保全に関する計画等への配慮の内容において、都の発注工事であることから、今回意見募集中の他の2施設と同様に、「平成27年度東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等に基づき、環境物品等の調達を行うことを明記すべきと考えます。

(2)環境保全に関する計画等への配慮の内容の、 建設リサイクル推進計画の記述

計画等の概要の4行目に、「・建設グリーン調達を実施する」を追加し、本事業で配慮した事項に「・「平成27年度東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等に基づき、環境物品等の調達を行う。」を追加した方が適切と考えます。

実施者の見解

- 1. 外構工事で使用するコンクリート二次製品の環境物品等については、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」における「4 工事の種類に応じた環境物品等の調達に関する指針 ⑤建築工事 外構」に基づき、事業の特性、工事の種類、必要とされる性能、供給状況、コスト等を踏まえ、調達します。
- 2. 本評価書案では、表 9.11-5 (p. 290) セメントの種類別販売高(東京都)は、出典に基づき「ポルトランドセメント」、「混合セメント」、「その他のセメント」に区分していますが、「その他セメント」には、エコセメントが含まれています。

3. (1)

「平成27年度東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に基づく環境物品等の調達については、エコマテリアルの項目において、表9.11-9(3)(p.297)に、エコマテリアルに関する目標、方針、基準等として記載しています。

3. (2)

表 7.2-4(5) (p.34) 環境保全に関する計画等への配慮の内容にある「東京都建設リサイクル推進計画」には、建設グリーン調達の実施が含まれておりますが、表中に明記します。

「平成27年度東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に基づく環境物品等の調達については、エコマテリアルの項目において、表9.11-9(3)(p.297)に、エコマテリアルに関する目標、方針、基準等として記載しています。

項 目 8. 温室効果ガス

意見の内容

(1) 「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするとともに、建築物については、CASBEE「S」ランク及び東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価等を目指されたい。

駐車場には可能な限り電気自動車用充電設備の設置に努められたい。

実施者の見解

(1) 本計画の実施に当たっては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定します。また、計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討するなど、可能な限り地球温暖化対策の取り組みを踏まえた事業計画とします。

| 項 目 9. 交通渋滞 | |
|--|--|
| 意見の内容 | 実施者の見解 |
| (1) 有明地区においては、有明アリーナ、有明体操 競技場、BMX コース、有明テニスの森など各競技施 | (1) 今後予定される有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車 |
| 設が整備されるほか、民間による開発も予定されて | 両運行計画を作成します。 |
| いる。 地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び 工事現場周辺の環境保全等について、関係者相互に 連携、調整できるよう、関係者による協議の場を設 | |
| | |

| 項目 | 10. 公共交通へのアク | セシビリティ |
|---------------------------|--------------|-----------------------------|
| 意見の内容 | | 実施者の見解 |
| (1) 有明アリーナ周辺は整備が行き届いております | | (1) 大会時の観客や選手の主要な動線については、 |
| が、車椅子利用者の目線では快適なアクセシビリテ | | 国や組織委員会とともに協議会を設置して策定を進 |
| ィの確保のために、ご意見させていただきます。 | | めている「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラ |
| ・周辺道路は傾斜が少なく、広く歩道が整備されて | | イン」に基づき、都有施設については必要な対応を |
| いる | | 行っていくとともに、今後、必要に応じて施設管理 |
| ・公共交通は券売機の操作面が車椅子利用者からで | | 者等に働きかけ、十分なアクセシビリティを確保で |
| は高い位置に設置されていることや、蹴込が浅い | | きるよう検討を進めていきます。 |
| ため操作面に手が届かない | 可能性が高い | |
| ・エレベーターが複数台の車椅子を同時に移送でき | | |
| るサイズを確保されていないものが多い | | |
| ・車椅子競技の会場となっており、公共交通におけ | | |
| る車椅子利用者の快適性が向上するような計画を | | |
| 希望します | | |
| (2) 大会期間、限られた駐車 | 場の有効活用を図ると | (2) 大会開催時の観客は、原則として鉄道等の公共 |
| ともに、可能な限り公共交通機関の利用を促すよ | | 交通機関等を利用する計画となっており、今後、具 |
| う、周知徹底を図られたい。 | | 体的な輸送計画を検討します。 |
| オリンピック・パラリンピック施設全体を通じ、 | | |
| 観客が安全に、安心して来訪できるよう、配慮され | | |
| たい。 | | |

項目

11. 交通安全

意見の内容

(1) 工事用車両の走行ルート(図 4.2-7)について、 工事用車両走行ルートとしている特別区道江 615,616 号線については、通学路の安全確保のため 現在、特殊車両の通行を原則禁止している。

特殊車両の走行ルートは、都道等への迂回などを検討されたい。

工事用車両の走行ルート(図 4.2-7)は通学路を走行する計画となっているが、同ルート上のかえつ学園西交差点では平成 26 年に貸物車と歩行者(下校途中の小学生児童)の交通死亡事故が発生しているため、交通事故再発防止に万全を期すこととされたい。同ルート周辺は学校や高層住宅が多く、こどもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。

江東区南部地域においては、近年、同地区おける 各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動 二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるよう になった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだ けでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨 げとなり、重大な事故につながる恐れもある。

会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪 車又は自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペ ースを確保されたい。

実施者の見解

(1) 工事用車両の走行ルートは、現時点では、主に 首都高速湾岸線、一般国道 357 号(湾岸道路)、都 道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)及び 特別区道 615 号線並びに 616 号線を利用する計画で あるが、特殊車両の走行ルートを含めた詳細な施工 計画の検討に際しては、通学路の安全確保に十分配 慮します。

工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、 歩行者の交通安全に努めます。

また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます。

(2) その他

項目

1. 工事用車両の走行ルート

意見の内容

実施者の見解

(1) 有明アリーナ予定地付近の江 617 号について、 区では来年度から平成 31 年度にかけて無電柱化工 事を施工予定である。

当該区間は通行ルートに入っていないが、工事用 車両が通行することのないように徹底されたい。 (1) 工事用車両の走行ルートは、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号(湾岸道路)、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)を利用する計画とし、現時点では、江 617 号を走行ルートとしておりません。

6. 実施段階環境アセスメント手続きの実施者

[実施者]

名 称:東京都

代表者:東京都知事 舛添 要一

所在地:東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

7. その他

7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

有明アリーナの実施段階環境アセスメントの経過は、表7.1-1に示すとおりである。

表 7.1-1 有明アリーナの実施段階環境アセスメントの経過

| | 式 ハー・ 音切 ノ ノ シス 心 大 | | | | |
|--------------------|---------------------|-----------------------------------|--|--|--|
| | 実施段階環境アセスメントの経過 | | | | |
| 環境影響評価調査計画書が公表された日 | | 平成 26 年 3 月 28 日 | | | |
| | 意見を募集した日 | 平成 26 年 3 月 28 日~平成 26 年 4 月 16 日 | | | |
| | 都民の意見 | 82 件 注) | | | |
| 調査計画書審査意見書が送付された日 | | 平成 26 年 5 月 29 日 | | | |
| 環境影響評価書案が公表された日 | | 平成 28 年 2 月 15 日 | | | |
| | 意見を募集した日 | 平成 28 年 2 月 15 日~平成 28 年 3 月 30 日 | | | |
| | 都民等の意見 | 3件 | | | |

注)環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、そ の委託を受けた者の氏名及び住所

[作成者]

名 称:東京都

代表者:東京都知事 舛添 要一

所在地:東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

[受託者]

名 称:日本工営株式会社

代表者:代表取締役社長 有元 龍一

所在地:東京都千代田区九段北一丁目 14番6号

| 本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。 |
|--|
| 本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京 都地形図(S=1:2,500)を使用(28都市基交第100号)して作成したものである。 無断複製を禁ずる。 |
| |

平成28年4月発行

登録番号 (27) 38

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書 有明アリーナ

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部調整課 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話03(5320)7737

